

鳴門市市制施行70周年記念冠事業取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳴門市市制施行70周年記念冠事業（以下「冠事業」という。）を市民等、事業所その他各種団体が実施する場合の冠付けに関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(冠の名称)

第2条 冠の名称は、「鳴門市市制施行70周年記念事業」とする。

(対象事業)

第3条 冠事業の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次に該当する事業とする。

- (1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間に実施する事業
- (2) その目的及び内容が鳴門市市制施行70周年記念事業の取組の趣旨に即した事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、冠事業の対象としない。

- (1) 市の信用及び品位を損なう、又は損なうおそれがある事業
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある事業
- (3) 特定の政治、思想、宗教団体等の活動を支援し、又は支援していると誤解を与え、若しくは与えるおそれがある事業
- (4) 営利を目的とし、又はそのおそれがある事業。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号の暴力団をいう。）又は暴力団員（法第2条第6号の暴力団員をいう。）と関係する事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事業

(申請等)

第4条 冠事業を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、冠事業承認申請書（様式第1号）、後援名義等使用承認申請書（様式第2号）又は共催名義等使用

承認申請書（様式第3号。以下「申請書」と総称する。）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、承認の可否を決定し、申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により承認するときは、必要な条件を付することができる。
（支援内容等）

第5条 市長は、前条第2項の承認を受けた申請者（以下「冠事業実施者」）に対し、次の支援を行うものとする。

- (1) 「鳴門市市制施行70周年記念事業」の名義使用
 - (2) 鳴門市市制施行70周年記念ロゴマーク使用要綱（平成28年12月28日施行。以下「ロゴマーク使用要綱」という。）第2条で定める鳴門市市制施行70周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用（販売目的の場合を除く。）
 - (3) 広報なると又は市公式ウェブサイトによる事業のPR
- 2 前項第2号のロゴマークを使用するときは、ロゴマーク使用要綱第8条第3号から第6号までを遵守しなければならない。
 - 3 市は、冠事業実施者が承認の申請に要した費用及び冠又はロゴマーク（以下「冠等」という。）の使用に係る経費又は役務を負担しない。
（変更又は中止の申請等）

第6条 冠事業実施者が、承認された内容を変更又は事業を中止しようとするときは、直ちに必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、承認の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。
（承認の取消し等）

第7条 市長は、冠事業実施者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該承認（前条の規定に基づく変更の承認があったときは、変更後のもの。以下同じ。）を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反し、又は違反するおそれがあるとき。

(2) 申請に虚偽があると認められたとき。

(3) その他市長が不適當であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、冠事業実施者に通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、前項の通知があった日以後、冠及びロゴマークを使用してはならない。

4 市長は、第1項の規定により承認を取り消したときは、その冠事業実施者に対して、当該冠事業により作成した物品等の回収の措置を求めることができる。

(責任の制限)

第8条 市は、前条の規定により冠事業実施者が受けた損害については、賠償の責めを負わない。

2 冠事業の実施及びこれに伴う行為によって、冠事業実施者又は第三者に損害又は損失が生じたときは、市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(報告)

第9条 冠事業実施者は、冠事業終了後10日以内に報告書を市長へ提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年12月28日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに承認した冠事業に係るこの要綱の規定は、同日後もなおその効力を有する。

(様式省略)